

介護保険施設等における利用者の安全確保及び 非常災害時の体制整備の強化・徹底について

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

1 「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」通知

平成28年8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害があったことから、平成28年9月9日付けで厚生労働省から「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」通知が発出されました。

この通知の中で、介護保険施設等に求められることとして

1 情報の把握及び避難の判断について

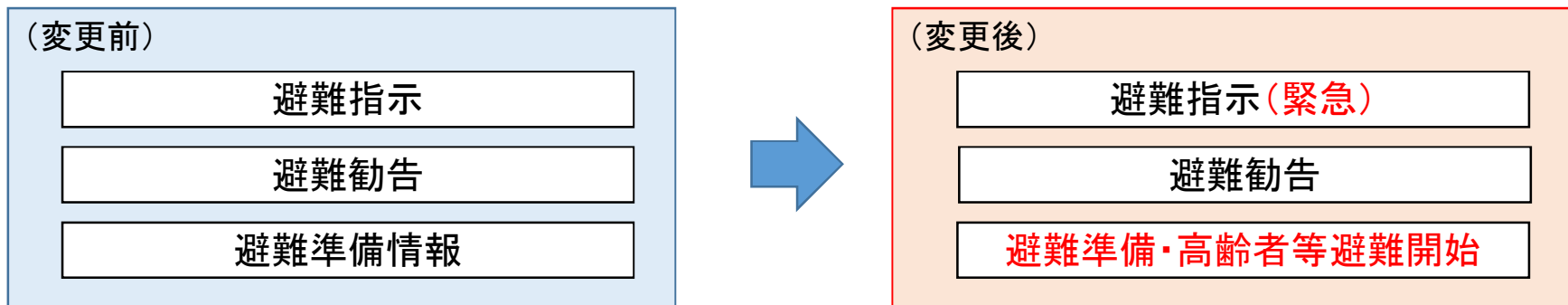
介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、**市町村が発令する「避難準備情報※」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるよう**にすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、**予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動**すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、**適切に行動**すること。

とされています。

※ 「避難準備情報」は、平成28年12月26日、「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されました。
(内閣府「防災情報のページ」(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html)より。)



また、同通知では、

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、**火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする**こと。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例(注:当集団指導資料では次のページ)が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする³ことが重要であり、別添3~5(注:当集団指導資料には添付略)の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形 等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の入手方法の確認 等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら策定を進めること。

とされております。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害、土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じるようお願いします。